

# インターネット約款 新旧対照表

旧	新								
<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 （略）</p> <table border="1" data-bbox="68 300 786 367"> <tr> <td>端末機器</td> <td>本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデム、通信ONUおよび付属品の総称</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="68 416 786 454"> <tr> <td>サーバ</td> <td>本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	端末機器	本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデム、通信ONUおよび付属品の総称	サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器	<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 （略）</p> <table border="1" data-bbox="805 300 1516 367"> <tr> <td>端末機器</td> <td>本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデムまたは通信ONU（付属品を含みます。）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="805 416 1516 454"> <tr> <td>サーバ</td> <td>本サービスの提供にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	端末機器	本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデムまたは通信ONU（付属品を含みます。）	サーバ	本サービスの提供にあたり、機能やデータを保有している機器
端末機器	本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデム、通信ONUおよび付属品の総称								
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器								
端末機器	本サービスの利用にあたって使用するケーブルモデムまたは通信ONU（付属品を含みます。）								
サーバ	本サービスの提供にあたり、機能やデータを保有している機器								
<p>第4条（サービスの種類とプランの種別） 本サービスにより提供するサービスの種類は次のとおり <b>になり</b>ます。 （略） なお、プランの種別および <b>利用料金</b>は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 （略）</p>	<p>第4条（サービスの種類とプランの種別） 本サービスにより提供するサービスの種類は次のとおり <b>です</b>。 （略） なお、プランの種別および <b>料金等</b>は、別に定める料金表に記載のとおりとします。 （略）</p>								
<p>第7条（加入契約の単位） 加入契約の締結は、サービスの種類ごとに定めます。 （1）第1種インターネット接続サービスは、加入者回線1回線につき1の第1種加入契約を締結します。この場合、加入者は1の第1種加入契約につき1人に限ります。ただし、加入者回線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。） <b>毎</b>とします。 （略）</p>	<p>第7条（加入契約の単位） 加入契約の締結は、サービスの種類ごとに定めます。 （1）第1種インターネット接続サービスは、加入者回線1回線につき1の第1種加入契約を締結します。この場合、加入者は1の第1種加入契約につき1人に限ります。ただし、加入者回線1回線により加入する世帯が2世帯以上となる場合には、加入契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。） <b>ごと</b>とします。 （略）</p>								
<p>第8条（加入契約の申込み） 申込者は、本約款を承認のうえ、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。 （1）申込者の住所 <b>および氏名、または所在地、商号および代表者</b> （略）</p>	<p>第8条（加入契約の申込み） 申込者は、本約款を承認のうえ、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出します。 （1）申込者の住所 <b>または所在地、氏名または商号および代表者名、ならびに電話番号</b> （略）</p>								
<p>第9条（申込みの承諾） <b>（追加）</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 （略） <b>2.</b> 当社は、契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知します。</p>	<p>第9条（申込みの承諾） <b>当社は、本サービスの利用申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。</b> <b>2.</b> 当社は、<b>前項の規定にかかわらず</b>、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。 （略） <b>3.</b> 当社は、<b>加入</b>契約の成立後当社の定める方法により、その契約内容を通知します。</p>								
<p>第11条（契約事項の変更） 加入者は、<b>加入申込書記載のサービス内容</b>の変更を請求することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 加入者は、<b>加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払口座</b>などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。 （略）</p>	<p>第11条（契約事項の変更） 加入者は、<b>契約事項のうち、サービスの種類、プランおよびオプションサービス</b>の変更を請求することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 加入者は、<b>当社に届け出た住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払口座</b>などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。 （略）</p>								

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第12条 (名義変更) 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。 (1) 個人加入者が死亡した<u>場合</u>で、当該加入者の相続人の名義に変更する場合 (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合 (3) 2親等以内の家族の名義に変更する場合 <u>(旧加入者の同意書を添付するものとします。)</u> (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合 (5) 当社が特に認めた場合 2. 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の14日前までに当社に提出します。 3. 個人加入者が改姓・改名した場合 <u>および法人加入者が商号を変更した場合</u>においても前項の書類の提出を必要とします。 4. 第1項 <u>および第2項</u>の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。</p>	<p>第12条 (名義変更) 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。 (1) 個人加入者が死亡し、<u>、</u>当該加入者の相続人の名義に変更する場合 (2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する場合 (3) 2親等以内の家族の名義に変更する場合 (4) 本サービスの加入権を付した建物において加入者が転出・転入する場合 (5) 当社が特に認めた場合 2. 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を記入し、<u>これを証明する書類を添えて</u>、名義変更希望日の14日前までに当社に提出します。 3. 個人加入者が改姓・改名した場合においても前項の書類の提出を必要とします。 4. 第1項の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。</p>
<p>第15条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、<u>ウイルス攻撃</u>、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>	<p>第15条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、<u>サイバー攻撃</u>、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>
<p>第16条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (1) 天災地変、その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった <u>とき</u> (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行った <u>とき</u> (3) 加入者に送信される電子メールの送信元が、虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した <u>とき</u> (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった <u>とき</u> (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他当該加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した <u>とき</u> (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている <u>とき</u> (略) 6. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。 7. 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置を <u>とる</u> ことがあります。</p>	<p>第16条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (1) 天災地変、その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった <u>場合</u> (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行った <u>場合</u> (3) 加入者に送信される電子メールの送信元が、虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した <u>場合</u> (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった <u>場合</u> (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他当該加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した <u>場合</u> (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている <u>場合</u> (略) 7. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。 6. 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置を <u>講じる</u> ことがあります。</p>
<p>第17条 (当社が行う本サービス提供の停止) 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。 (略) (2) <u>加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合</u> (略)</p>	<p>第17条 (当社が行う本サービス提供の停止) 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。 (略) (2) <u>第8条 (加入契約の申込み) の規定により届け出た内容が虚偽であることが判明した場合</u> (略)</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第18条（当社が行う本サービス提供の休止）            当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。            (略)            (4) 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、<u>本サービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内に、その原因となった事由を解消しなかった場合</u>            (略)</p>	<p>第18条（当社が行う本サービス提供の休止）            当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。            (略)            (4) 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、<u>当社が本サービスの利用を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合</u>            (略)</p>
<p>第5章 加入契約の解除            第19条（加入者が行う加入契約の解約）            (略)            2. 前項に規定する解約請求の受付は、当該加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の属する月の<u>月末</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。            3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化することがあります。            4. 解約に際しては、<u>第31条（施設の撤去および費用負担）に定める施設の撤去に伴う費用を負担するものとします。</u>            (略)</p>	<p>第5章 加入契約の<u>解約および</u>解除            第19条（加入者が行う加入契約の解約）            (略)            2. 前項に規定する解約請求の受付は、当該加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の属する月の<u>末日</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。            3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化することがあります。            4. 解約に際して、<u>加入者は、第31条（施設の撤去および費用負担）に定める施設の撤去に伴う費用を負担します。</u>            (略)</p>
<p>第20条（当社が行う加入契約の解除）            当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約を解除することができるものとします。            (略)            (2) 第43条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合            (略)            (5) 加入契約の成立後、第9条（申込みの承諾）<u>第1項</u>各号に定める事由が判明した場合            2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。            3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）に定める本サービスの提供の停止をすることなく加入契約を解除できるものとします。            (略)            5. 第1項から第3項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。</p>	<p>第20条（当社が行う加入契約の解除）            当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、加入契約を解除することができるものとします。            (略)            (2) 第43条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該<u>制限</u>期間内にその原因となった事由を解消しない場合            (略)            (5) 加入契約の成立後、第9条（申込みの承諾）<u>第2項</u>各号に定める事由が判明した場合            2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項に該当する場合、ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除できるものとします。            3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）に定める本サービスの提供の停止をすることなく加入契約を解除できるものとします。            (略)            5. <u>当社は</u>、第1項から第3項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。</p>
<p>第21条（解約および解除後の加入者の債務および義務）            (略)</p>	<p>第21条（<u>加入契約の</u>解約および解除後の加入者の債務および義務）            (略)</p>
<p>第22条（IDおよびパスワードの管理）            当社は、加入者にIDを付与します。当該加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおり<u>になります。</u>            (略)            4. 加入者が第19条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はID<u>と</u>パスワードを利用する権利を失います。</p>	<p>第22条（IDおよびパスワードの管理）            当社は、加入者にIDを付与します。当該加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID<u>および</u>パスワードの種類は次のとおり<u>です。</u>            (略)            4. 加入者が第19条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はID<u>および</u>パスワードを利用する権利を失います。<u>ただし、第1項第2号に定めるIDおよびパスワードについては、当社の定める一定期間に限り利用を認めるものとします。</u></p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第23条 (料金等) (略) 2. 加入者は、料金表に記載の金額を支払います。<u>なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</u> (略)</p>	<p>第23条 (料金等) (略) 2. 加入者は、料金表に記載の金額を支払います。 (略)</p>
<p>第24条 (加入者の支払義務) 加入者は、その契約内容に応じ、第23条 (料金等) で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条 (契約事項の変更) の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、当該加入者は変更後の契約内容に応じ、第23条 (料金等) で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から<u>契約の解約、解除または廃止があった日の属する月までの期間</u> (提供を開始した月と解約、解除または廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。) とします。 (略)</p>	<p>第24条 (加入者の支払義務) 加入者は、その契約内容に応じ、第23条 (料金等) で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第11条 (契約事項の変更) <b>第1項</b>の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、当該加入者は変更後の契約内容に応じ、第23条 (料金等) で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2. 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から<b>加入契約</b>の解約、解除または廃止があった日の属する月までの期間 (提供を開始した月と解約、解除または廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。) とします。 (略)</p>
<p>第27条 (加入契約終了に伴う<u>利用料金等</u>の精算方法) (略)</p>	<p>第27条 (加入契約終了に伴う<u>利用料金</u>の精算方法) (略)</p>
<p>第29条 (施設の設置および費用負担) (略) 4. 第1項から第3項の定めにかかわらず引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の特別の施設は加入者が設置、所有し、その費用を<u>負担するものとします。</u> (略)</p>	<p>第29条 (施設の設置および費用負担) (略) 4. 第1項から第3項の定めにかかわらず引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の特別の施設は加入者が設置、所有し、その費用を<u>負担します。</u> (略)</p>
<p>第30条 (施設の移設および費用負担) 当社が、第14条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により当社施設および当社貸与品等を移設します。この場合、<b>加入者</b>は引込端子以降の本施設の移設に要する費用を負担します。 2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の責任において、その復旧作業を実施することとします。</p>	<p>第30条 (施設の移設および費用負担) 当社が、第14条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により当社施設および当社貸与品等を移設します。この場合、<b>当該加入者</b>は引込端子以降の本施設の移設に要する費用を負担します。 2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の<b>費用と責任</b>において、その復旧作業を実施することとします。</p>
<p>第32条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設および当社貸与品について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設および当社貸与品の維持管理の必要上、第18条 (当社が行う本サービス提供の休止) 第1項の規定により、本サービスの提供を休止することが<u>あることを承認するものとします。</u></p>	<p>第32条 (施設の維持管理) 当社は、当社施設および当社貸与品について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設および当社貸与品の維持管理の必要上、第18条 (当社が行う本サービス提供の休止) 第1項の規定により、本サービスの提供を休止することが<u>ありま</u>す。</p>
<p>第34条 (設置場所の無償使用) (略) 2. 加入者は、加入契約の締結に<u>ついて</u>、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負います。</p>	<p>第34条 (設置場所の無償使用) (略) 2. 加入者は、加入契約の締結に<u>おいて</u>、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負います。</p>
<p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) (略) 2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を<u>負担するものとします。</u> (略)</p>	<p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) (略) 2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を<u>負担します。</u> (略)</p>
<p>第39条 (端末機器) 加入者は、1契約につき<b>1台</b>の端末機器を当社より貸与を受けることができます。 (略)</p>	<p>第39条 (端末機器) 加入者は、1契約につき<b>1</b>の端末機器を当社より貸与を受けることができます。 (略)</p>
<p>第42条 (オプションサービス利用の申込み) (略) 3. 当社は、第9条 (申込みの承諾) の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 (略)</p>	<p>第42条 (オプションサービス利用の申込み) (略) 3. 当社は、第9条 (申込みの承諾) <b>第2項</b>の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 (略)</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新
<p>第46条（個人情報） 当社は、<u>本サービス提供</u>にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>	<p>第46条（個人情報） 当社は、<u>本サービスの提供</u>にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>
<p>第48条（機密保持） 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、<u>提供しません。</u> （略）</p>	<p>第48条（機密保持） 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、<u>提供しないこととします。</u> （略）</p>
<p>第49条（情報の削除等） 当社は、加入者による本サービスの利用が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 （略） （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、<u>または</u>他者が閲覧できない状態に置くこと （略）</p>	<p>第49条（情報の削除等） 当社は、加入者による本サービスの利用が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 （略） （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、<u>もしくは</u>他者が閲覧できない状態に置くこと （略）</p>
<p>第52条（加入者の義務） （略） 4. 前項の<u>場合</u>、本サービスを利用する者が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項のいずれかを行い、<u>または</u>その故意または過失により当社が損害を被った場合、当社は、当該利用者の行為を加入者の行為とみなして取り扱います。</p>	<p>第52条（加入者の義務） （略） 4. <u>当社は</u>、前項の<u>規定に基づき</u>、本サービスを利用する者が第51条（禁止事項）に規定する禁止事項のいずれかを行い、<u>もしくは</u>その故意または過失により当社が損害を被った場合、当該利用者の行為を加入者の行為とみなして取り扱います。</p>
<p>第53条（コンテンツ） （略） 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 （略） （3）加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う<u>事</u>なく、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除できるものとします。</p>	<p>第53条（コンテンツ） （略） 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 （略） （3）加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行う<u>こと</u>なく、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除できるものとします。</p>
<p>第54条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） （略） 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（<u>青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除きます。以下同じ。</u>）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>取る</u>よう努力するものとします。 （略） 3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>取る</u>よう要求することがあります。 4. 前項に基づく当社の通知に対し、加入者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該加入者の判断を尊重するものとします。 5. 前項の場合であっても、当社は第2項第4号の<u>方法</u>により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を<u>する</u>ことがあります。</p>	<p>第54条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） （略） 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>講じる</u>よう努力するものとします。 （略） 3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を<u>講じる</u>よう要求することがあります。 4. 前項に基づく当社の通知に対し、加入者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該加入者の判断を尊重するものとします。 5. 前項の場合であっても、当社は第2項第4号に<u>規定する方法</u>により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を<u>講じる</u>ことがあります。</p>

インターネット約款 新旧対照表

旧	新																												
<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）および第57条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。 （略）</p>	<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 当社が、<u>第15条（本サービス提供の一時停止の特例）</u>、第16条（当社が行う本サービス提供の制限）、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）および第57条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。 （略）</p>																												
<p>第57条（本サービスの廃止） （略） 4. 当社は、前項の場合には、<u>当該サービスの種類およびプランを利用する加入者</u>に対し当該サービスの種類およびプランを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>	<p>第57条（本サービスの廃止） （略） 4. 当社は、前項の場合には、<u>当該加入者</u>に対し当該サービスの種類およびプランを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 （略）</p>																												
<p>付則 （略） 3. 本約款は2024年4月1日より施行します。</p>	<p>付則 （略） 3. 本約款は2024年11月1日より施行します。</p>																												
<p>【インターネット接続サービス料金表】 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。<u>請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p>	<p>【インターネット接続サービス料金表】 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。</p>																												
<p>（表2）オプションサービス （略）</p> <table border="1"> <tr> <td>追加</td> <td>メールنگリスト</td> <td>1,100円</td> <td>100件につき（最初に登録費別途2,200円が必要）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>Kブロードフォン</td> <td>※1 ※5</td> <td>308円</td> <td>別に定める規約によります</td> </tr> <tr> <td>KCN ケーブルプラスSTB</td> <td>※1</td> <td>1,100円</td> <td>1台につき 別に定める規約によります</td> </tr> <tr> <td>KCN ケーブルプラスSTB</td> <td>※1</td> <td>1,320円</td> <td>1台につき 別に定める規約によります</td> </tr> <tr> <td>-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。 <u>デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金等については別途デジタルテレビ約款に定めます。</u> （略） ※4：追加できる最大IPアドレス数は3つです。ご利用いただけるプランは、KCN光10ギガ、KCN光5ギガ、KCN光1ギガ、KCN光ハートフルプラン、Kブロード光10G、Kブロード光1G（ギガ）、Kブロード光1G（ギガ）とく割、KCNマンション光1G、Kブロードマンションプレミアム光1G（ギガ）に限ります。 （略）</p>	追加	メールنگリスト	1,100円	100件につき（最初に登録費別途2,200円が必要）	Kブロードフォン	※1 ※5	308円	別に定める規約によります	KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,100円	1台につき 別に定める規約によります	KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,320円	1台につき 別に定める規約によります	-2				<p>（表2）オプションサービス （略）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>メールنگリスト</td> <td>1,100円</td> <td>1契約につき100件まで利用可能（別途、初回に登録費2,200円が必要）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>Kブロードフォン</td> <td>※1 ※5</td> <td>308円</td> <td>別に定める規約によります</td> </tr> </table> <p><u>（削除）</u></p> <p>・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。 <u>（削除）</u> （略） ※4：追加できる最大IPアドレス数は3つです。ご利用いただけるプランは、KCN光10ギガ、KCN光5ギガ、KCN光1ギガ、KCN光ハートフルプラン、Kブロード光10G、Kブロード光1G（ギガ）、Kブロード光1G（ギガ）とく割、KCNマンション光1G、<u>KCNマンション光ハートフルプラン</u>、Kブロードマンションプレミアム光1G（ギガ）に限ります。 （略）</p>		メールنگリスト	1,100円	1契約につき100件まで利用可能（別途、初回に登録費2,200円が必要）	Kブロードフォン	※1 ※5	308円	別に定める規約によります
追加	メールنگリスト	1,100円	100件につき（最初に登録費別途2,200円が必要）																										
Kブロードフォン	※1 ※5	308円	別に定める規約によります																										
KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,100円	1台につき 別に定める規約によります																										
KCN ケーブルプラスSTB	※1	1,320円	1台につき 別に定める規約によります																										
-2																													
	メールنگリスト	1,100円	1契約につき100件まで利用可能（別途、初回に登録費2,200円が必要）																										
Kブロードフォン	※1 ※5	308円	別に定める規約によります																										
<p>（表3）工事費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット申込事務手数料</td> <td>3,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット契約変更手数料</td> <td>3,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>110円</td> <td>1回の督促につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	項目	金額	備考	インターネット申込事務手数料	3,300円		インターネット契約変更手数料	3,300円		督促手数料	110円	1回の督促につき	<p>（表3）工事費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット申込事務手数料</td> <td>3,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>110円</td> <td>1回の督促につき</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（削除）</u> （略）</p>	項目	金額	備考	インターネット申込事務手数料	3,300円		督促手数料	110円	1回の督促につき							
項目	金額	備考																											
インターネット申込事務手数料	3,300円																												
インターネット契約変更手数料	3,300円																												
督促手数料	110円	1回の督促につき																											
項目	金額	備考																											
インターネット申込事務手数料	3,300円																												
督促手数料	110円	1回の督促につき																											